

漁協系統金融機関の令和4事業年度における水協法開示債権等の状況について

(単位:億円、%)

				令和4事業年度末	令和3事業年度末
漁協系統 (84)	総額	与信	債権	5,902	5,811
	水協法開示債権			285	321
	破産更生等債権			87	101
	危険債権			180	199
	三月以上延滞債権			8	8
	貸出条件緩和債権			10	13
	正常債権			5,617	5,490
	水協法開示債権比率			4.8	5.5
信漁連 (10)	総額	与信	債権	4,792	4,641
	水協法開示債権			182	214
	破産更生等債権			38	48
	危険債権			139	162
	三月以上延滞債権			2	1
	貸出条件緩和債権			3	3
	正常債権			4,611	4,427
	水協法開示債権比率			3.8	4.6
漁協 (74)	総額	与信	債権	1,110	1,170
	水協法開示債権			103	107
	破産更生等債権			50	53
	危険債権			41	37
	三月以上延滞債権			6	7
	貸出条件緩和債権			7	10
	正常債権			1,006	1,063
	水協法開示債権比率			9.3	9.1

資料：水産庁調べ。

- (注) 1. 「破産更生等債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く。)
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予等の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1から3に掲げるものを除く。)
5. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から4に掲げる債権以外のものに区分される債権。
6. 計数は単位未満四捨五入のため不突合がある。
7. ()内は、令和4事業年度末時点での対象機関数。

(参考)

漁協系統金融機関の水協法開示債権等の状況(令和4事業年度末時点)

	機関数	総与信額 (A) (億円)	水協法開示債権					正常債権 (億円)	水協法 開示債権 比率 (B)／(A) (%)	貸倒引当金	
			合 計 (B) (億円)	破産更生等 債権 (億円)	危険債権 (億円)	三月以上 延滞債権 (億円)	貸出条件 緩和債権 (億円)			合 計 (億円)	個別貸倒 引当金 (億円)
漁協系統合計	84 (88)	5,902 (5,811)	285 (321)	87 (101)	180 (199)	8 (8)	10 (13)	5,617 (5,490)	4.8 (5.5)	127 (151)	114 (125)
信漁連	10 (13)	4,792 (4,641)	182 (214)	38 (48)	139 (162)	2 (1)	3 (3)	4,611 (4,427)	3.8 (4.6)	56 (78)	51 (67)
漁協	74 (75)	1,110 (1,170)	103 (107)	50 (53)	41 (37)	6 (7)	7 (10)	1,006 (1,063)	9.3 (9.1)	71 (73)	63 (58)

資料：水産庁調べ。
(注1) 計数は、単位未満四捨五入のため不突合がある。
(注2) ()下段は、令和3事業年度末時点の金額等